

法律名：内航海運業法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 自家用船舶の届出事項の変更届出
- ② 手続根拠 : 内航海運業法第25条の4第1項後段
内航海運業法施行規則第18条第2項
- ③ 手続対象者 : 自家用船舶の使用の届出をした者
- ④ 提出時期 : 届出事項を変更しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 自家用船舶届出事項変更届出書を作成し、主たる営業所の所在地を管轄する地方
運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
- ⑧ 届出書様式 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

① 提出先 :

北海道運輸局海事振興部貨物・港運課	011-290-1013 (直通)
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512 (直通)
関東運輸局海事振興部貨物課	045-211-7272 (直通)
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156 (直通)
中部運輸局海事振興部貨物・港運課	052-952-8014 (直通)
近畿運輸局海事振興部貨物・港運課	06-6949-6417 (直通)
神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課	078-321-3147 (直通)
中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690 (直通)
四国運輸局海事振興部貨物・港運課	087-802-6808 (直通)
九州運輸局海事振興部貨物課	092-472-3156 (直通)
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836 (直通)

- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : なし
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)